

津山文化センター条例

平成17年6月29日

津山市条例第127号

改正 平成18年9月26日条例第47号

平成19年6月28日条例第38号

平成20年9月24日条例第44号

平成25年12月25日条例第84号

平成27年7月7日条例第42号

津山文化センター条例（昭和40年津山市条例第41号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 市民の文化向上と福祉の増進を図るため、津山文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターは、津山市山下68番地に置く。

（センターの管理）

第3条 センターの管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号。以下「指定手続等条例」という。）に基づき、津山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務
- （2） センターの維持管理に関する業務
- （3） センターの利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- （4） センターの設置目的を発揮するための事業に関する業務
- （5） センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- （6） 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、市長又は教育委員会のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

（指定管理者の権限）

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第9条まで、第11条から第13

条まで、第15条、第16条及び第19条に規定する市長又は教育委員会の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 12月28日から翌年1月4日まで

(2) 木曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その日後において最も近い休日でない日とする。

(利用の許可)

第8条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) センターの施設又は設備若しくは器具(以下「施設等」という。)を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第9条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1から別表第7まで(別表第4を除く。)の規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の利用料金は、別表第1から別表第3までの規定により算定したものにあっては利用許可と同時に、別表第5から別表第7までの規定により算定したものにあっては利用後直ちに納付しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入等)

第 10 条 教育委員会は、センターの管理を第 3 条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第 1 から別表第 7 まで（別表第 4 を除く。）に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、教育委員会に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、センターにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第 11 条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

(利用料金の不還付)

第 12 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等の設置)

第 13 条 利用者は、センターの利用に際して特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備を義務付けることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 14 条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第 15 条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(3) 第 8 条第 3 項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の処分によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第17条 利用者その他の施設を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なくして行う募金その他これに類する行為
- (2) 許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

(利用者の管理責任)

第18条 利用者は、センターの利用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第19条 利用者は、センターの利用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第15条第1項の規定により利用許可を取り消されたときも、同様とする。

2 市長は、利用者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第20条 利用者その他の施設を利用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、教育委員会の指示に基づき、これを原状に復し、又は教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(食堂等の貸付け)

第21条 センター内において、食堂及び売店を営もうとする者については、教育委員会においてこれに要する施設を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、使用させることができる。

2 前項の規定により、その使用の許可を受けた者は、別表第4に規定する額を使用料として納付しなければならない。

3 前項の使用料は、毎月10日までにその月分を納付しなければならない。

4 第8条,第13条から第15条まで,第18条及び第19条の規定は,食堂及び売店の使用について準用する。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか,この条例の施行に関し必要な事項は,教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は,平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月26日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は,公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山文化センター条例第20条第2項に規定する使用料は,この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものについて適用し,同日前に使用の許可を受けたものについては,なお従前の例による。

付 則(平成19年6月28日条例第38号)

この条例は,公布の日から施行する。

付 則(平成20年9月24日条例第44号)

この条例は,平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年12月25日条例第84号)

(施行期日)

1 この条例は,平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山文化センター条例第9条第1項の規定は,平成26年4月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し,同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については,なお従前の例による。

付 則(平成27年7月7日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から,第2条の規定は平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第2条に限る。)による改正後の津山文化センター条例第9条第1項及び別

表第1から別表第7までの規定は、平成27年10月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

別表第1（第9条・第10条関係）

大ホール利用

利用区分	利用時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	利用日	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
			0	0		0	
入場無料	平日	円 13,720	円 27,210	円 36,850	円 39,120	円 57,150	円 66,560
	土・日曜日	17,350	33,220	44,560	48,080	70,420	80,960
	祝日	0	0	0	0	0	0
整理費徴収（非営利）	平日	17,910	35,380	47,850	50,910	74,500	86,520
	土・日曜日	24,830	47,400	63,840	68,720	100,690	115,780
	祝日	0	0	0	0	90	80
入場料徴収（営利）	平日	22,560	44,900	60,780	64,520	94,340	109,880
	土・日曜日	28,690	54,880	73,590	79,380	116,120	133,580
	祝日	0	0	0	0	20	80

- 1 本表の金額は、観客席、舞台、ホワイエ及び化粧室の利用分を含むものとする。
- 2 本表による額の算定は、実際に利用した時間に係る利用時間区分欄の金額を基礎とする。
- 3 舞台練習等により舞台のみを利用するときの金額は、本表の金額の10分の3とする。
- 4 申込時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、超過又は繰上げ時間1時間につき、本表の金額（舞台のみを利用するときは、前項の金額。以下この項及び次項において同じ。）に10分の2を乗じて得た額を本表の金額に加算する。ただし、午前9時以前及び午後10時以後の利用に係る加算金については、1時間につき一率11,340円とする。この場合、30分以上は、1時間とみなす。

5 本市住民以外の者が利用する場合には、本表の金額及び前2項の加算金に10分の3を乗じて得た額を、本表の金額及び前2項の加算金に加算する。

6 加算金に円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第2（第9条・第10条関係）

集会室等利用

室名	金額		
第1会議室	1時間につき 620円		
中会議室	" 1,020円		
第4会議室	" 390円		
第5会議室	" 390円		
第6会議室	" 510円		
大会議室	" 1,700円		
第1和室	" 510円		
第2和室	" 510円		
第3和室	" 220円		
第1化粧室	大ホール利用に含む。		
第2化粧室	"		
第3化粧室	"		
浴室	1回につき 790円		
展示ホール	基本金額（午前9時～午後5時）	超過利用時間の金額	準備又は後片付け時間の金額
	(1) 利用者において入場料若しくはこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない催しの場合又は入場料等が100円未満の場合 10,770円	1時間につき基本金額に8分の1を乗じて得た額	1時間につき基本金額に10分の1を乗じて得た額
	(2) 利用者において1人100円以上の入場料等を徴収する催しの場合 14,170円		
	(3) 商品展示、営利営業の宣伝その		

	他これに類する目的に利用する場合		
	合 38,780円		

- 1 浴室の利用1回とは、午前（午前9時から正午までをいう。）、午後（午後1時から午後5時までをいう。）及び夜間（午後6時から午後10時までをいう。）を単位とする。
- 2 会議室を利用して、営利営業の宣伝その他これに類する目的又は入場料を徴収して行う催しについては、本表の金額に10分の5を乗じて得た額を本表の金額に加算する。
- 3 本市住民以外の者が展示館を利用する場合には、基本金額に10分の3を乗じて得た額を基本金額に加算する。ただし、準備又は後片付け時の金額には適用しない。

別表第3（第9条・第10条関係）

冷暖房装置利用

種別	区分	大ホール	展示ホール	集会室等
冷房		1時間につき6,800円	1時間につき950円	その室の金額の10分の5に相当する額
暖房		1時間につき5,670円	1時間につき950円	その室の金額の10分の5に相当する額

別表第4（第21条関係）

種別	金額
食堂	1箇月につき 77,100円
売店	1箇月につき 2,600円

別表第5（第9条・第10条関係）

舞台関係諸道具等利用

設備・器具名	数量	1回の金額	備考
反響板	1式	円 4,530	
オーケストラピット	1式	9,070	
所作舞台	1式	11,340	見せ掛、のぼり掛を含む。
平台	1枚	170	
ひな壇	小	1式	4,080 化粧板を含む。

	中	1式	5,440	〃
	大	1式	6,800	〃
演台		1式	560	
指揮台		1台	110	譜面台付
リノリウム		1式	3,400	
折りたたみ椅子		1脚	50	
舞台用机		1脚	170	
座布団		1枚	50	
上敷き		1枚	170	
ピアノ	ヤマハ	1台	4,530	
	スタインウェイ	1台	6,800	
金びょうぶ		1双	3,400	
譜面台		1台	50	
ホワイトボード		1台	170	
めくり台		1台	50	
太鼓		1個	1,130	
張出舞台		1式	11,340	
舞台用スクリーン		1式	340	
姿見		1台	170	
看板枠		1式	560	
標示板		1個	50	
花台		1台	110	
コードリール		1個	50	
国旗		1枚	110	
市旗		1枚	110	
プロジェクター		1台	3,400	
ビデオ		1台	560	
O.H.P用スクリーン		1面	340	
石油ストーブ	小	1台	110	
	大	1台	1,130	

電気ストーブ	1台	110	
エアコン	1台	1,130	
映写電源	1個	2,260	
ビデオ電源	1個	900	

- 1 本表の1回とは、大ホールの利用時間区分の午前・午後・夜間を単位とする。
- 2 ストーブは、4時間を単位とする。
- 3 営利営業の宣伝その他これに類する目的で利用する場合には、本表の金額に10分の3を乗じて得た額を本表の金額に加算する。

別表第6（第9条・第10条関係）

音響装置利用

設備・器具名		数量	1回の金額	備考
拡声装置		1式	円 3,400	
拡声装置（集会室等用）		1式	1,360	
ワイヤレスマイクロホン（集会室等用）		1本	340	
テレビ（集会室等用）		1台	2,260	
CDプレーヤー		1式	1,700	
カセットデッキ		1台	1,700	
MDデッキ		1台	1,700	
ダイナミックマイクロホン		1本	560	
コンデンサーマイクロホン		1本	900	
ワイヤレスマイクロホン		1チャンネル	1,700	
エレベーターマイクロホン		1本	680	
インカム		1式	560	
可搬ミキサー		1台	900	
移動スピーカー	小	1台	340	
	大	1台	1,700	
音声送り回路		1回路	560	
音響電源		1個	2,260	

- 1 本表の1回とは、大ホールの利用時間区分の午前・午後・夜間を単位とする。
- 2 営利営業の宣伝その他これに類する目的で利用する場合には、本表の金額に10分の3を乗じて得た額を本表の金額に加算する。

別表第7（第9条・第10条関係）

舞台照明器具利用

器具名	数量	1回の金額	備考
調光装置	1式	円 4,530	
フットライト	1列	560	
ボーダーライト	1列	1,130	
アッパーホリゾンライト	1列	1,130	
ロアーホリゾンライト	1列	1,130	
サスペンションライト	1台	1,130	
スポットライト 1KW未満	1台	450	カラーホイール付
スポットライト 1KW以上	1台	560	〃
ストリップライト	1本	340	コードコネクターポケット付
ミラーボール	1個	1,130	
エフェクトマシン	1台	1,700	エフェクトプレート付
シーリングライト	1式	3,400	
コンセント	1個	110	
スライド	1個	220	
マシン	1台	1,700	
クセノンピンスポットライト	1台	2,830	
フォロースポット	1台	900	
譜面灯	1灯	50	
オーロラマシン	1台	1,700	
映写機持込（16ミリ）	1台	1,130	
映写機持込（35ミリ）	1台	5,670	

- 1 上記の器具には、ゼラチンペーパーを含まない。

- 2 本表の1回とは、大ホールの利用時間区分の午前・午後・夜間を単位とする。
- 3 持込器具（映写機を除く。）については、本表の金額の2分の1とする。
- 4 上記以外の機器利用のための電源は、電力料金の実費を徴収する。
- 5 営利営業の宣伝その他これに類する目的で利用する場合には、本表の金額に10分の3を乗じて得た額を本表の金額に加算する。